

平成22年12月3日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 15名)

1番	南	政夫
2番	橘	照茂
3番	下池	外巳造
4番	須磨	隆正
5番	越後	敏明
6番	田中	正文
8番	富澤	軒康
9番	櫻井	俊一
10番	林	一夫
11番	松浦	恒義
12番	戸坂	忠寸計
13番	小田	芳治
15番	久木	拓栄
17番	山本	辰榮
18番	稲村	幸雄

(欠席議員 2名)

7番	寺岡	真貴子
16番	木村	正男

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	小泉勝
副町長	山王竹夫
教育長	穴田實
総務課長	寺尾隆之
富来支所長	小谷正衛
企画財政課長	新田辰巳
情報推進課長	飯田幸雄
税務課長	藤田好博

住 民 課 長	石 川 喜 治
子育て支援課長	狩 野 博
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	柴 田 一 廣
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	吉 村 收 市
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	平 野 敏 一
富来病院事務長	高 瀬 清
会 計 管 理 者	堤 谷 一 博
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	中 村 久 明

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	宮 田 貢
書 記	西 清 孝

(議事日程)

- 日 程 第 1 町長提出 議案第 1 1 4 号ないし第 1 2 2 号及び町政一般 (質疑、質問)
- 追加日程第 1 議会から、小泉町長に対して、ウッドジュニアカレッジ成績証明の提出を求める動議
- 日 程 第 2 町長提出 議案第 1 1 4 号ないし第 1 2 2 号、及び、請願第 4 号 (委員会付託)

(開 議)

田中 正文議長 ただいまから本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

7 番 寺岡 真貴子 君、1 6 番 木村 正男 君から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

小泉町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

小泉 勝町長 発言のお許しを頂きましたので、去る11月30日の本定例会第1日目におきまして、私が提案を致しました議案等の提案説明等の中で、言い間違いがございましたので、この場をお借りしまして訂正をさせていただきますと思います。

訂正部分につきましては、議案第119号、平成22年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）についての説明中、末尾の予算総額を2億9064万6千円と申し上げましたが、正しくは、2億964万6千円であります。また、議案第123号、志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明中、常勤の特別職の期末手当の支給率を年間0.15月分引き上げると申し上げるところを、引き下げると申し上げるところを引き上げると言い、また、同第124号、志賀町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明中、中高年齢層を中心とした一般職の職員の給料月額についても、平均0.1%引下げるとするところを引き上げると言い間違えました。いずれの率も引き下げるとするのが正しいので平成22年度志賀町立診療所事業特別会計の補正後の予算総額と併せて、志賀町議会、議会規則の規定に準じ、発言を訂正させていただきますと思いますので、よろしく願いをいたします。議員各位はもとより、今定例会から議会中継が生中継となり、視聴されている住民の皆様がたにも、ご迷惑をおかけしましたことをここにおわび申し上げます。

日程第1. 議案第114号ないし第122号及び町政一般（質疑、質問）

田中 正文議長 続いて、町長から提出のありました、議案第114号ないし第122号に対する質疑、及び町政一般に対する質問を許します。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

議事進行上の都合によって、本日の質疑及び一般質問についての、各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、執行部側の答弁も含め、概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します

3番 下池 外巳造 君。

下池 外巳造議員 はい、議長。

おはようございます。今年の夏は、記録的な暑さの中で、全国で「熱中症」により数百人の犠牲を出す大変な夏でありました。

一転、秋は「秋を」感じられないほど短く、急に寒く、今日「風邪」を召されている方がたくさんおいでになるということで、皆様の、お体の健康には、十分、お気をつけていただくよう思います。

それでは平成22年第4回定例会におきまして、3番議員の下池が質問をさせていただきます。

年4回の定例会において、多くの議員より町政に対する「一般質問」が行われておりますが、その内容は、早急に対応すべきものから長期的な展望で、町をどうすべきか、その方向性を考えていくものまで様々であります。町長の答弁は、真摯に取り組んでおり、かつ優先順位の高いものから実行していく姿勢は、議員のみならず、町民の方々からも高い評価を得ているものと思われま。

その一例として、本年6月の定例会におきまして、寺岡議員の子宮頸ガンのワクチン接種の助成金をいち早く取り組んでいただいた事は、町内の女性に対して大変な光明であったと思います。

本文に戻りますが、また、中長期的な問題に関しては、直ちに方向性を出すものでなく、さまざまな状況を考慮し、決定していくという観点からも検討するといった答弁が多くなる事は承知しております。

また、答弁におきまして、予算がないためなどと片付けられるのも、我々議員の立場と致しましては、町民に大変失礼かと思えます。

私たち議員には、町民の方々に対する説明責任もあり、どのような検討がなされ、どういった方向性になったかを知る必要があると考えます。

町民の方々にどのように結果をお知らせするかは、議会または議員の問題ではありますが、検討した結果を議会へ提示するのは町の役目でもあると考えます。

今後は、一般質問に対する結果を議会に提示してはいかがでしょうか。

まず、1年分の質問を一覧表にし、実施済みや対応済み、調査中などと

して、議会へ配布していただくのも、1つの方法かと思いますが、いかがでしょうか。

また、配布の時期について、3月議会または6月議会において、前年度の1年分をまとめていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

これにより、以前から我々議員の議会広報委員が作っております、議会広報の一般質問の行方に掲載し、町民の方々に広く知っていただけるものと思います。

この提案に対しまして、町長のお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、当町におきまして、難聴対策について質問いたします。

子供の難聴は大変な障害であり、器具自体、大変高価なものであると聞いております。また、児童の場合、成長が早く耳の大きさや形も絶えず変化するために、イヤーマールドという耳につけるための補助具が必要であると聞いております。また、この器具は、発育が早い時には、半年で使えなくなり、また、聴力の低下などで、補聴器自体が合わなくなるといった事もあると聞きます。

現在、当町の難聴児童の数はどの程度なのでしょう。またその児童に対して支援はなされておいでなのでしょう。障害手帳を持っている児童。また、持っていない児童はどの程度なのでしょう。教えていただきたいと思えます。

児童だけでなく、高齢者の方で、難聴に苦しんでおいでの方もたくさん町内においでになると思えます。

現在、多くの自治体が助成制度の見直しを行っており、障害手帳が得られない難聴児に対しても、児童という特有の事情を考慮して、助成制度を適用している様であります。

当町におきまして、以上の方々にお手を差し伸べるお考えはありますでしょうか。

高齢者の方で経済的に苦しんでおいでの方にも難聴児同様ご支援をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上、2点質問をしましたが、明確なご答弁をお願いいたします。たま、

答弁によりましては、再質問をさせて頂きたいと思えます。

これで3番議員、下池の質問を終わらせて頂きます。

ご清聴ありがとうございました。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

3番 下池議員の質問にお答えをいたします。言い間違えがないよう、ゆっくりと答弁をさせて頂きたいと思えます。

一般質問に対する結果を議会に提示してはどうかとの質問であります、議員のおっしゃることも一つの方法かと思えますが、特定の事業であれば、その進捗状況をお知らせすることはできても、その時々一般的な考え方や感想を求められる質問などは一覧表で表す事になじまないものであります。

また、一般質問のあった事業の実施などについては、そのほとんどが計画段階や事業実施段階などで必要に応じて議会に協議や報告をさせて頂いておりますので、一覧表等での報告については、今のところ考えておりませんのでよろしくお願いをいたします。

次に 難聴対策についてであります。難聴で障害者手帳の交付を受けている児童の数は、平成22年12月1日現在、未就学児が2名、小学生2名、高校生2名がおります。その児童については、補聴器購入に際し助成を行っており、学校における授業についても状況に応じた配慮がなされております。

また、更に障害等級の重い場合は特別障害者手当等の助成を行っておりますし、小学生1名は特別支援学級として、その児童に専任の教員が指導にあたっております。

なお、現在把握しております難聴で障害者手帳の交付を受けていない児童の数は、未就学児1名、小学生4名であります。

未就学児1名は手帳の取得には至っていませんが健診等を通じて相談に応じており、小学生については、座席の配置を考慮する等して、普通学級での教育を受けています。

障害者手帳については、一定の障害基準で交付されるものですが、手帳

を取得していない児童については、今後も健診時の相談及び保育園や学校等関係機関とも連携をしながら、手帳の取得を通じて福祉制度の活用につなげていきたいと考えております。

また、手帳を取得できない児童については、障害基準も考慮しながら、可能な支援を検討して行きたいと考えております。

なお、高齢者で経済的にきびしい難聴者に対する支援ですが、難聴児童と単純な比較はできませんが、これについても障害者自立支援法の一部改正により、補聴機器等の購入、修理に関して、本年度から非課税世帯には一部負担金が免除されたこと等さらに進んだ扶助体制ができつつあり、国の動向を見ながら検討を対処して行きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、下池議員の答弁とさせていただきます。

田中 正文議長 2番 橋 照茂 君。

橋 照茂議員 はい、議長。

みなさん、おはようございます。

平成22年第4回定例会に登壇させていただきます橋です。

まず、小泉町長には町政の舵取りとして重要な任務が山積しております。

町民福祉を第一に、よりよい道筋をたてていただきたいと思ひますし、私も議会の一員として、議会と執行部が町の両輪となるように、一緒に考え、提案し、疑問がある場合は追及させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

質問に入る前に、今年の3月定例会で私は企業誘致についての質問をいたしました。

若者の減少、人口の流出を打破するための最大の政策は企業誘致であり、企業誘致に頑張ってもらいたいと訴えてまいりました。

この度、新聞等にも出ていましたが、ベアリング製造メーカーの超大手であるNTN株式会社の子会社が新たに能登中核工業団地に進出していただけるとのことであり、英断をしていただいたNTN関係者はもちろん、ご尽力いただいた多くの方々に感謝いたしますとともに、厳しい雇用情勢の中にあつて、とても喜ばしいことだと思っております。

これからも既存企業の発展と新たな雇用創出機会の振興に努力してもらいたいと思います。

では、質問に入ります。まず1点目に当町における不法投棄対策の取り組みについて質問いたします。

町の一般廃棄物には町から配布する無料シールをごみ袋に貼付して指定のごみ袋に入れてあります。また、資源ごみは分別して収集しており、ごみの減量化対策に取り組んでいると思っています。

しかし、今後は有料袋に切り替える計画であり、これは町費に係るごみ処理費の圧縮対策の一環ではありますが、ごみ処理費の有料化に伴い安易に不法投棄をする方も増えると予想されます。

家電販売店では、エコポイントのメリットと地上デジタル放送への移行によって、多くの方がテレビ等を買求め、安易に不法投棄をする者も増えるのではないかと予想されます。

では、他の自治体の取り組みを見てみますと、不法投棄 110 番の設置、監視モニターの委嘱、郵便局や森林組合と連携による情報提供の依頼、民間警備会社への監視業務委託、不法投棄防止グループの配置、監視カメラの設置、不法投棄防止に係る看板の設置、不法投棄防止週間の実施、広報・啓発活動など様々に取り組んでいるところも多く、当町もいくつかの不法投棄防止対策を実施していると思いますが、当町の一般ごみの有料化への移行をする前に、まず、不法投棄対策に力を入れ、不法投棄をしない、できない風潮を作ることが必要であると思います。

先日、一人暮らしをしている方から、不法投棄で困ったとの相談がありました。

その内容というのは、その方の山にテレビや電化製品、タイヤ、ガラスの破片などを捨てられており、役場に相談したところ、ブリキの看板を渡され、「自分で看板を立てて、撤去も自分でしてほしい」とのことでした。

その方はご高齢でもあり自分ではできないため、知り合いの人に看板設置だけはお願いしたものの、不法投棄物の処分は到底できず、大変困っているとのことでした。

町として、このような当事者に何か支援ができないものでしょうか。

当町での不法投棄を発見した時の対策方法、そして、通報していただいた方との連携対策を含めて、当町の不法投棄における対策状況と今後の見通しをお聞きします。

次に2点目で、運転免許証を自主返納する高齢者に対する支援制度についてお聞きします。

石川県内の津幡町、野々市町、能美市などでは、65歳以上の運転免許証を持っている方の免許証を自主返納した方にはコミュニティバスのフリーパス券や回数券を配布したり、写真付住民基本台帳カードの交付を行うなど、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりをしております。

当町のような公共交通機関があまり発展していない地域では、移動がとても難しい状況であり、自家用車での移動が最も便利で、自動車がないと生活していきにくい大変不便であると思います。

しかし、個人差はとても大きいのですが、ご高齢になれば、とっさの判断にもずれが生じて、思わぬ事故にあわれる方も少なくなく、時にはだれもが加害者、被害者になると思われ、未然防止を図る必要があると思います。

そこで、当町にはまだまだ利用率を高めてもらいたいコミュニティバスが町内の各世帯と公共施設等を網羅しており、できるだけ多くの方が利用し、安心・安全な社会を構築すべきと思いますが、町長はどのように考えているのでしょうか。

また、飲食物や日用品を宅配する民間業者もでてきており、ご自身が運転に自信がなくなり、自主返納をしていただける方については、公共交通機関や民間との連携できるのではないのでしょうか。

コミュニティバスの利用率向上対策を含め、「志賀町独自の特別な支援制度」を設けることによって、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりをしてあげられるのではないのでしょうか。小泉町長にお聞きします。

3点目として、水源補償と借地についてお聞きします。

昨年の決算特別委員会で、富来地域の一部の地区に水源補償として、町

からお金を出しているのではとの私はしました。

その時、行政改革の一環として小泉町長は「改善していかなければならない」と言ったと思います。また、町で必要な土地は賃貸ではなく、購入すべきものは購入し、「借地代の抑制を図る」とも言っておりました。その後の取り組みはどうなったのかお聞きしたいと思います。

4点目として、来年度予算の骨格についてお聞きします。

今は来年度の予算を精査し、各事業費等を積み上げている時期だと思えますが、今まで議論してきた内容や行財政改革の取り組みをどのように盛り込んだ形で平成23年度の予算編成をする考えなのか、その骨格を小泉町長にお聞きして質問を終わりたいと思います。ご清聴有難うございました。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長。

2番、橘 議員の質問にお答えします前に、NTNの志賀町への進出、本当に町民にとっても、年末年始に向けて、明るい話題だと思っております。私も大変うれしく思っております。今後とも、企業誘致に関してはますます力を入れて頑張っていきたいと思っております。

それでは質問にお答えをしたいと思います。

ごみの不法投棄については、積年の懸案事項であり、町といたしても、その対策に苦慮しているところであります。

現在、当町では、不法投棄防止対策として原則週1回、国道沿いをはじめ県道、町道、林道、海岸線一帯の巡回を行っています。

今年度は、現時点で32回の巡回を行い、不法投棄物発見は5件ありますが、いずれも個人を特定できるものが無く、やむを得ず町で処理を行ったところであります。

また、町民からの通報による不法投棄は4件あり、その対応については、石川県や羽咋警察署と連携を取り、告発等の適切な処理を行っていますが、特定できたものは1件で、無作為的な場所や単発的な不法投棄は特定が難しく、現行犯でない限り発見・投棄者の特定ができないのが現状であります。とは言え、不法投棄は、犯罪であり、今後も厳しく対応してゆきたい

と考えています。

橘 議員ご質問の投棄を発見したときの対策としましては、町として、法に則り適切な処理を行っていますが、一般住民が発見した場合は、速やかに通報をしていただくよう町民に周知をしたいと思います。

また、私有地に不法投棄を受けた方への支援策ですが、土地の管理は土地所有者が行うことが原則であり、行政として支援することには限界がありますが、区長さんを通して連絡をしていただければ、看板等の設置や監視の強化を図ることとしております。

次に、通報者との連携対策、不法投棄における対策状況の今後の見通しではありますが、先日の志賀町廃棄物総合対策審議会の答申にもありましたが、ごみの有料化を当町でも取り入れ、来年度からの実施の取り組みをしたいと思っておりますが、議員ご指摘のように、不法投棄の増加が懸念をされます。

今後は、ごみの適正な処分方法を周知徹底するとともに、不法投棄監視員の増員を図り、監視体制を充実・強化し、より迅速に対応したいと考えていますので、議員におかれてもご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、運転免許証を自主返納する高齢者に対する支援制度についてですが、運転免許証を自主返納する高齢者に対する支援制度につきましては、県内で、珠洲市、かほく市、能美市、野々市町、津幡町の3市2町が、コミュニティバス回数券を発行するなどの支援制度を導入していると聞いております。

志賀町では、現在、このような独自の支援体制は実施しておりませんが、当町のような公共交通機関による移動手段が極めて少ない地域では、免許証を持たない方が、大変不便をきたしていることは容易に想像ができます。

当町では、高齢者福祉対策として福祉タクシー券の配布や身体障害者移送サービス等を実施しています。しかしながら、免許証を自主返納したからと言って、対象となるものではありません。

コミュニティバスについては、今月10日から路線バスとの連携を良くするため、運行ダイヤを改正することとしており、今後も、町民の皆様

より良く利用していただくための必要な手立てを講じていきたいと思っております。

また、運転免許証を自主返納した方への対応については、先進自治体の状況も参考にしながら、検討していきたいと思っております。

なお、議員がおっしゃるとおり、民間事業者による生活用品の宅配サービスも始まったようではありますが、免許証を返納された高齢者には、こうしたサービスも利用していただきながら、今後、公共が介在すべき部分があれば、行政として必要な対応を考えたいと思っております。

次に、水源補償と借地についてであります。富来上水道の水源は、七海川、広地川からの表流水を主とし、取水量の90%を両河川に依存をしています。

この二つの河川は、古くから集落の重要な生活用水として利用されてきたものですが、富来上水道の水源にも利用するため、関係集落の協力を得て来ました。

水源として未永く保っていくには、流域の環境保全を図っていくことが必要であり、それには、集落の協力は欠かせません。そうした理由で、区に水源補償金をお支払いし協力をさせていただいて来たわけであります。

しかし、今年度、水道料金の統一に伴い、関係する4地区の区長と協議をし、3地区の区長からは平成22年度はこれまでの補償額の半分にし、それ以降については、支払しないことで了解を得ました。

また、残る1地区についても、平成22年度はこれまでの補償額の半分にすることで、了承をいただき、それ以降については、支払いしない方向で協議しているところでありますのでよろしくお願いをいたします。

次に、借受財産の解消に対する取り組みであります。まず、平成21年度におきまして、領家第一住宅 4戸 2棟 を解体撤去したことにより、借地を解消しました。

また、本定例会において予算の補正をお願いしておりますが、本年度において、同住宅 2戸 1棟を解体撤去したいと考えております。

さらに、富来地頭町区の所有地であった町立富来病院敷地及び富来川沿いの町道敷地等約3,833㎡と町有地約2,121㎡を交換により借受

けを解消もいたしました。

今後の取り組みにつきましては、第2次集中改革プランに基づき、施設の概要、管理運営の状況、収支分析、今後の方向性などを詳細に調査・検討し、行政改革推進本部で「借受財産の解消」及び「公共施設のあり方」の基本方針を取りまとめていく予定であります。

借受財産の解消につきましては、町政の重要な課題の一つであると認識をしておりますので、今後議会の皆様とも協議しながら借地の解消に努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

次に平成23年度の予算編成の方針についてであります。平成23年度予算の歳入では、志賀原子力発電所にかかる固定資産税の減収、また、普通交付税においては本年度と同様、旧志賀町分が不交付となることが見込まれ、財源の確保が厳しい状況となっております。

一方、歳出におきましては、特別会計への繰出金、公債費などの経常的な経費が増大傾向にあり、歳出構造の硬直化が進んでいます。

特に、平成23年度からケーブルテレビ事業にかかる借入金の元利償還が始まること、また、町立富来病院改革プランに基づく特別会計への繰出金の増加、加えて、町全体で360億円超の町債残高による公債費など、今後の町の財政運営において大きな不安材料となっております。

これらを念頭におきまして、「志賀町集中改革プラン」にある事業項目について、具体的な実施内容・数値目標計画に基づき、事務事業を見直し、経費の削減に取り組んで行くこととしております。

そこで、平成23年度の予算においては、乳幼児を対象としたワクチン接種事業等の保健分野、海岸環境や豊かな自然景観の保全に努める環境分野、さらに、小学校の統合事業などの教育分野に力点をおいた予算配分を考えていますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、橘議員への答弁といたします。

申し訳ありません。

間違いをしないように読んでいたのですが、今年度の水道料金統一に伴い、関係する4地区の区長と協議し、3地区の区長からは、先ほどは平成22年といいましたが、23年が正解でありますので、正解というか正し

いことでもありますので、訂正をいたします。

田中 正文議長 5番 越後 敏明 君。

越後 敏明議員 はい、議長。

おはようございます。いよいよ寒くなってきました。執行部の皆さん方におかれてはカゼなどひかない様、十分に健康に留意して、職務に励んでいただきたいと思います。

早速ですが、質問に入りたいと思います。

私ども議員を含め、行政に多少なりとも関わる人は、公明で正大、そして町民目線であることは、口にする程までのことではありませんが、大事な事かと思えます。本日は、この基本に心して質問を行いますので、よろしくお願いを致します。

以下、4点とも8月25日開催のタウンミーティングに出席いたしまして感じた事でございます。

長期に及ぶ、厳しい経済や雇用情勢で多くの町民にとりまして、その日その日の生活をどうして生き抜くか、これが最大の課題でして、将来の展望求める余裕はなく、目先の要求や要望に終始している社会状況かと思えます。

町の臨時職員の採用の秘密の内部文書、秘密の内部資料が、面接点数の上位の若い人が、いずれも不採用となり、その理由は児童館の用務員では「若い人には、その人の将来の為になる仕事を見つけてもらう為」と。又、図書館の司書では「町民の得になる人」との理由で、町外の人が採用されております。

これには会場、一瞬、唾然とした雰囲気になったわけですが、面接試験は募集要件に対して総合的に勘案しての採点だと思っていたわけですが、面接試験は、いったいどんな意義があるのですかとお尋ねします。

2点目として、内部の秘密文書の流出は新聞、インターネットで配信されまして、実際、私も県職員から非難を受けました。

当時、内部調査をしたけれども、どこから流出したか分からないとの説明だったのですが、その時のタウンミーティング以来、今日まで、この件に関しての一切の説明が行われていない、それで良いのでしょうか。

県の地方課では、秘密文書の流出は「この様な事は聞いていない」と呆れ、流出させたのを問題視しているとの報道であります。

内部資料の流出は地方公務員法の守秘義務違反に当たり、流出の出所が不明ならば、当然、最高管理者たる町長の責任ですが、どの様な責任をとりますか。お尋ねします。

次に、タウンミーティングの趣旨は、広く町民に町政への理解と提案を求めるものと私は理解しております。当日、質問が活発化した頃に、質問者の発言を封じるような目的で「税金の滞納者は黙れ」と、そういった野次がありました。この野次に呼応するかのよう、町長自らが「税金を納めて下さい」と発言していました。この発言は、町長の品性はともかくとして、事実上、町長自らが、個人情報の漏洩を公開しているのと同然だと思えます。

個人情報保護に関する法律があります。役場内での個人情報の管理は充分に行われているのか、疑問に感じます。

個人情報がどこから漏れているのか、また、再発防止対策はどうなっているのかを、お聞きします。

最後の質問に入ります。

本年も早や残り1ヶ月となり、この1年を振り返りますと、志賀町の不名誉な記事が新聞をにぎわしてきました。

議員の政治倫理条例違反に関する一連の報道。談合では、官製の文字が入った情報報道。そして、町長の学歴詐称に係る報道等です。

タウンミーティングでの町長の答弁も「学校は卒業している。マスコミもわかっている」との答弁でございました。

けれども、先日、静岡県立大学教授の小島 茂氏が。この人は、学位称号の販売機関による社会被害問題追及で、国内の第一人者であって、かつてNHKの報道特集番組にも出演した実績を有する人だそうです。

小島氏によりますと、米国では卒業証書それ自体は学位の証明にならなくて、成績証明書を提示しなければならないと。さらには、文書発行業務をしている大学側では、小泉町長は大学を終了していないと言っていると述べています。

また、大学側は卒業証書を発行していなく、かつ米国州政府機関も卒業証書は発行されていないと公表しています。小島氏の公表ですから、これが誤りならば、当然、訴訟の対象となるでしょう。

事態は町内外に広がりを見せています。町長は公人として疑惑解決する為にも、成績証明書を提示するのが町長の責務だと思いますが、どうお考えなのかをお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい 議長

5番 越後議員のご質問にお答えいたします。

まず、臨時職員採用の際の面接試験に関してのご質問であります。

地方自治法でも規定があるとおり、職員の任免権は、自治体の長に帰属するものであります。

面接試験は、合否判定にあたっての一つの要素ではありますが、面接試験の順位だけで合否を決定するものではなく最も適していると考えられる方を採用したものでありますので、ご理解のほどをお願いします。

次に、内部資料の流出に伴う私の責任をどのようにとるのかといった質問であります。

試験結果が外部に流出した件につきましては、発覚後、ただちに関係職員に事情聴取を行いました。職員を介しての情報漏えいであるとは確認をできませんでした。

また、再発防止策として、職員に対して機密文書等の取扱いに関する通達を発出し、注意の喚起をしております。

情報漏えいによりご迷惑をおかけしました関係の皆様方には、深くお詫びを申し上げますとともに、今後とも、再発防止に向け、管理監督の徹底に努めていくことが、私の責任であると考えております。

続いて、タウンミーティングの席上、出席者から「税金を納めてから」といった旨の野次があったことについての質問であります。発言した方が誰に対して発した言葉なのか、その方が税金の滞納について具体的な事実を知っていたのか、大変疑問であり、この発言により、ただちに個人情報漏えいしているとは言い難いと考えております。

また、私の発言については、当町の税の滞納額は、平成21年度末で、約3億2,600万円にもものぼっており、タウンミーティングの終わりにあたり、一般的なお話として参加者の皆さんに、適切な納税のお願いをしたものであります。

最後に、私の最終学歴に関してのご質問であります。ここに、議場においでる皆様方、そして、この放送を聞いている町民の皆さん、私は間違いなくウッドジュニアカレッジを卒業しております。このような誹謗中傷は、誹謗中傷をすることにより、私の子供にまで被害が及んでおります。このことは許される行為ではないと思っております。小島氏のホームページでの掲載内容は、大変遺憾に思っております。

今後、弁護士を介して、小島氏に説明を求めたいと思っており、場合によっては、法的措置も視野に入れて対応して行きたいと考えております。

以上であります。

田中 正文議長 5番 越後 敏明 君。

越後 敏明議員 はい 議長。

小島氏に対して、訴訟も考えておいでるとの事ですけども、まず、それではいつまでたっても疑惑がはれませんかと思しますので、まず成績証明書たるものを提示していただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 先ほど、お話をしましたように、小島氏に対しては、弁護士を通してそのような成績証明書も証明していくようなことがあれば、証明をしていきたいと考えております。

田中 正文議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

越後 敏明議員 議長。

田中 正文議長 ちよつと待ってください。再再質問になるのですか。

越後 敏明議員 いえ、動議を提出したいと思います。

田中 正文議長 はい。

越後 敏明議員 議会から小泉町長に対しまして、ウッドジュニアカレッジ大学の成績証明書の提出を要求いたしたいと思います。志賀町議会。

(賛成の声、多数あり)

田中 正文議長 ちょっと、しばらくお待ちください。

(暫時休憩すればどうかとの声あり)

田中 正文議長 ただいま、5番 越後 敏明 君から、小泉町長に対しての、議会からウッドジュニアカレッジ成績証明書の提出を求める動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立いたします。ここで、暫時休憩いたします。

(午前 10時48分 休憩)

(再 開)

(午前 11時05分 再開)

(出席議員 15名)

1番 南 政 夫
2番 橋 照 茂
3番 下 池 外巳造
4番 須 磨 隆 正
5番 越 後 敏 明
6番 田 中 正 文
8番 富 澤 軒 康
9番 櫻 井 俊 一
10番 林 一 夫
11番 松 浦 恒 義
12番 戸 坂 忠寸計
13番 小 田 芳 治
15番 久 木 拓 栄
17番 山 本 辰 榮
18番 稲 村 幸 雄

田中 正文議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会から、小泉町長に対して、ウッドジュニアカレッジ成績証明書の提出を求める動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更

し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題にすることに賛成の方は、起立を願います。

(起立 9名)

田中 正文議長 起立多数。

久木 拓栄議員 議長。反対の発言はどうなりますか。

田中 正文議長 ちょっと、お待ちください。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに可決されました。

追加日程第1. 議会から、小泉町長に対して、ウッドジュニアカレッジ成績証明の提出を求める動議

田中 正文議長 追加日程第1、議会から、小泉町長に対して、ウッドジュニアカレッジ成績証明書の提出を求める動議を議題にします。

本動議について、提出者の越後 敏明 君から説明を求めます。

越後 敏明議員 はい 議長。

田中 正文議長 5番 越後 敏明 君。

越後 敏明議員 提案理由の説明をいたします。

この問題は、長引くことは志賀町町民にとって、大変な不名誉なことであり、1日も早く、疑惑の解決を望むものであります。先ほど、質問をいたしました但、町長からは成績証明書の提示については、答弁はいただけませんでした。町長は公人として疑惑の解決をするためにも、成績証明書を提示するのが、町長の責務だと思います。議会として、町長にウッドジュニアカレッジの成績証明の提出を求めることを要求しまして、本動議の提出理由説明とさせていただきます。

田中 正文議長 これより、提案者に対する質疑を許します。

15番 久木 拓栄 君。

久木 拓栄議員 反対討論をしてよろしいですね。

田中 正文議長 それは、討論はまた後です。

久木 拓栄議員 では後でします。

田中 正文議長 質疑に対してのご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

田中 正文議長 これより、本動議に対する討論に入ります。

まず、本動議に反対者の発言を許します。

15番 久木 拓栄 君。

久木 拓栄議員 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

こういった議会に、こうしたトラブルがあまりないものだと、私は富来町の時代から信じておったところでございます。

こういうごたごたに対して、大変残念に思うところでございます。

ということは、まず先日の全員協議会におきまして、当田中議長は、この、名前を言っていないんですかね。オンブズマン志賀の嘆願書等につきまして、私は町長の所へ行って、多少の時間をかけて、卒業証書等を見て、私は納得したという議長発言が全員協議会においてありました。よって、議員の皆さん、納得してくださいという答えで、誰も全員協議会において、異論はございませんでした。そして、その後、1週間ほどですかね。先の議会運営委員会においても、この問題が報告されました。そして、ここに彼に対する回答書も議会運営委員会に配布されました。その時は、多少、議長の報告はゆるやかに、弱くなっておったのは現実でございます。

しかしながら、議会運営委員会の権威の中において、委員長、副委員長、6人の、木村さんは欠席ですから、私を含めて5人の議会運営委員会がメンバーが多少はゆるくなったけど、田中議長の報告に対して、分かったという結果でございました。よって、今、越後議員の動議の中で賛成と言った人の声の中で、議運のメンバーの声もあつたように聞こえました。私は耳が遠くなっていっているので、聞き間違えかなと思っておりますが。

よって、耳が遠くなかったとしたら、あの時の議運は何であったかという。こういった議会は何のためにあるのか、議会運営委員会は何のためにあるのかという事を、私は町民の皆様に声を大にして言いたいと思っております。

(そうだの声あり)

久木 拓栄議員 何でもかんでも町をみだす、何じゃら志賀。そういったものは町の根源に関わる、町の恥を自分がさらしておる。まして、言いたくはないけど、この彼は、何年か前に野々市の議会議員として、でかい失態をしておる。まず、長の失態をつくまえに自分が反省してほしい。

(そうだの声あり)

久木 拓栄議員 私は、こういった事を、本当に今まで、いろいろ思ってきました。富来から合併して、志賀という町は、小さいことにごちよごちよごちよごちよ、いつまでも尾を引っ張っておる。これが新志賀町の結果ではないですか。

私は、西海、漁師町に生まれて、口は悪いが、正確はあっさりしているという事だけが、自分は取り柄だと思っております。よって、志賀町の住民の皆さん、傍聴の皆さん聞いて下さいよ。人の上げ足をとることばかり考えないで、前向きな考え、答弁をしてほしいと思っております。

議員の皆さんもそうですよ。もっと、自分の事ばかり考えないで、そんな町長も問題、そんなものは済んでいるんですよ。何を考えておるのかと言いたいです。

以上です。大きい声で失礼いたしました。

田中 正文議長 次に、本動議に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

田中 正文議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

田中 正文議長 これより、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本動議は、原案のとおり決することに、賛成の方は起立を求めます。

(起立 9名)

田中 正文議長 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第2. 町長提出 議案第114号ないし第122号、及び、請願第4号

(委 員 会 付 託)

田中 正文議長 次に、町長提出、議案第114号ないし第122号、及び請願第4号については、お手元に配布の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

(休 会)

田中 正文議長 続いて、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明4日から9日までの6日間は、休会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、明4日から9日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月10日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前11時14分 散会)
